



産業廃棄物の処理のルールに関して わからないことはありませんか？

～「廃棄物処理法リーガルアドバイザー派遣事業」の御案内～

あなたの会社から発生する産業廃棄物の処理に当たり、職員がお伺いし、廃棄物処理法に関する講習・アドバイスをを行います。

廃棄物の処理については、廃棄物処理法に従って行わなければなりません。この法律は、廃棄物処理業者だけでなく、産業廃棄物を排出する事業者にも守っていただくルールがあります。

あなたの会社から発生する産業廃棄物の処理に関し、処理を委託する方法、マニフェストの記載方法、自ら処理する場合の方法などについてわからないことなどありませんか。

道では、業界団体の講習会等への講師派遣や、あなたの産業廃棄物の処理に関するアドバイスをを行います。

どのようなとき派遣を受けられるの？

例えば...

- 業界団体や複数企業のグループなどで、廃棄物処理法に関する講習会や勉強会を行うとき（おおむね10人以上を対象、1時間程度）
 - ↳ 廃棄物処理法に関する講習を行うための講師を派遣します。
- 企業が廃棄物の排出抑制、減量化、再生利用などを行うために、今まで委託していた産業廃棄物を自ら処理しようとするとき
 - ↳ 事業場に職員を派遣し法令上のアドバイスをを行います。

この事業は廃棄物処理法の適切な運用に関する助言等を行うものです。廃棄物の減量化や再生利用に関する技術的なアドバイスを御希望の方は、「中小企業リサイクルアドバイザー派遣事業」を御利用ください。



講習・アドバイスをご希望の方は

①事業場を所管する総合振興局又は振興局(以下「振興局等」という。)環境生活課に連絡

②講習・相談内容や日程など具体的事項を振興局等と調整

③派遣依頼書に必要事項を記入し、振興局等に提出

④振興局等職員が事業場等へお伺いし講習やアドバイス

廃棄物の適正処理の実現

ご相談内容や日程などによってはご希望に添いかねることがありますので、あらかじめ御了承ください。

まずは総合振興局又は振興局環境生活課にご相談ください

事業場が所在する総合振興局又は振興局保健環境部環境生活課に御相談ください。

石狩 011-204-5823
後志 0136-23-1352
留萌 0164-42-8432
胆振 0143-24-9576
釧路 0154-43-9153

渡島 0138-47-9437
空知 0126-20-0041
宗谷 0162-33-2921
日高 0146-22-9253
根室 0153-23-6821

檜山 0139-52-6492
上川 0166-46-5921
オホーツク 0152-41-0629
十勝 0155-27-8527

この事業は、循環資源利用促進税の税収を活用して行っています。

